

神奈川県ライトセンター 利用のしおり

平成18年4月



(ライトセンター外観)

発行 神奈川県ライトセンター

所在地 〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2

電話 045-364-0023 (代表)

F A X 045-364-0027

ホームページアドレス <http://www.kanagawalc.org>

メールアドレス mail@kanagawalc.org

【利用できるサービス】

1. 図書館サービス

点字と録音による図書や雑誌の貸出・閲覧を行っています。貸出は主に郵送（無料）ですが、来所して閲覧もできます。辞書類や拡大読書器も用意してあります。なお、利用には利用登録が必要です。

図書の貸出

所蔵の図書（点字、テープ、CD録音）をはじめ全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）の図書を借りることができます。センターでは、希望の図書がどこにもない場合は、新しく製作し貸出します。

雑誌の貸出

テープ雑誌（20種類）や全国で製作・発行されている点字雑誌、テープ雑誌を貸出します。

個人的な資料の点訳、音声訳等のサービス

個人的資料（パンフレット類、取扱説明書、カタログ等）の点訳、吹込録音、対面音訳、触図作成、点字書類の墨字訳等のサービスが受けられます。

なお、点字用紙、テープ等の材料費は実費負担となります。

2. 日常生活指導サービス

視覚に障害があると、社会生活を送るうえで様々な支障が起こります。障害を克服して自立した生活を送れるよう、個々のニーズに合わせて指導訓練を行います。

日常生活相談

目が不自由なために起こる日常生活の様々な問題について相談することができます。なお、必要な指導訓練も行っています。また、弱視の方は、拡大読書器・ルーペ等の使用助言を受けることができます。相談を受けるには予約が必要です。

生活指導訓練

次の指導訓練を受けることができます。

- ア．視覚障害乳幼児指導（0歳から就学前までのお子さんと養育者に対しての生活指導）
- イ．歩行訓練（白い杖を使つての歩行訓練）
- ウ．家事動作基礎訓練（調理、裁縫、金銭管理等の指導訓練）
- エ．点字指導
- オ．音声ワープロ指導

技術講座、教養講座

「身だしなみ講習会」「料理応用講習会」「手編教室」「着付教室」「パソコン教室」や「各種教養講座」に参加することができます。

3．スポーツ活動サービス

視覚障害者が安全に楽しくスポーツができるよう様々な設備を整備しています。なお、利用は自己の健康管理に基づいて行われ、登録が必要です。

スポーツ施設

プール、体育館、ジョギングコース、グラウンド、盲人卓球室、トレーニングルームがあります。

スポーツ大会、スポーツ教室

「水泳記録会」「卓球大会」や「各種スポーツ教室」に参加することができます。

4．その他のサービス

展示してある盲人用具を実際に手にとって見られます。一部の製品は購入することもできます。また、自主的に運営するクラブ活動に参加して様々な人と交流したり、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団が実施する外出援助など独自のサービスを利用することができます。

盲人用具

点字器や点字用紙、白杖など一部の製品については、購入することができます。ただし、郵送での購入はできません。

クラブ活動

現在、文化系、体育系あわせて27のクラブが月1～2回程度活動していますので、希望するクラブに参加することができます。

*クラブ名：英会話、オカリナ、華道、カラオケ、コーラス、コールフェリーチェ（コーラス）、茶道、手芸、大正琴、手作り楽器、ハーモニカ、俳句、パソコン、料理、球技、ゴルフ、サウンドテーブルテニス、自彊術、社交ダンス、水泳、スキー、ソフトエアロビクス、サウンドテニス、フォークダンス、マラソン、ヨガ、ヨット

奉仕団活動

外出援助ボランティア、在宅者援助ボランティアの活用、教科書類の拡大写本のほか、奉仕団が開催する行事に参加することができます。なお、利用は、奉仕団事務局（ボランティア室）へ申し込んでください。

【利用するには・・・】

5．利用登録

図書の利用やスポーツ施設の利用には、それぞれ利用登録が必要です。

6．経費負担

利用は基本的には無料ですが、個別サービス、調理指導の材料、講座・教室の参加にかかる実費負担があります。また、奉仕団活動に伴うボランティアの交通実費負担や拡大写本の材料費負担などがあります。

7．情報提供

新着図書情報や行事などは、毎月発行される機関紙「ライトセンターだより」（点字版・録音版）でお知らせします。

8 . 担当窓口と電話番号

詳しいことは、次の担当窓口にお問い合わせください。

図書館サービス	図書館課奉仕係	0 4 5 - 3 6 4 - 0 0 2 2
日常生活指導サービス	指導課訓練係	0 4 5 - 3 6 4 - 0 0 2 4
スポーツ活動サービス	指導課スポーツ係	0 4 5 - 3 6 4 - 0 0 2 5
その他のサービス		
盲人用具関係	総務課	0 4 5 - 3 6 4 - 0 0 2 3
クラブ活動関係	指導課クラブ担当	0 4 5 - 3 6 4 - 0 0 2 4
奉仕団関係	ボランティア室	0 4 5 - 3 6 4 - 0 0 2 6

9 . 利用時間

図書館

火曜日～日曜日 午前9時30分～午後5時00分

(土・日曜日の12時～12時46分は、休憩時間のため利用できません。)

月末最終平日は、図書整理日のため利用できません。

スポーツ施設

火曜日～金曜日 午前10時～午後8時30分

プールは、午後1時～8時30分

(12時～午後1時、午後4時30分～5時30分は、休憩時間のため利用できません。)

土・日曜日 午前10時～午後4時30分

(12時～午後1時は、休憩時間のため利用できません。)

月末最終平日は、施設整備日のため利用できません。

用具の購入

火曜日～日曜日 午前9時30分～午後5時00分

(12時～12時46分は、休憩時間のため利用できません。)

月末最終平日は、施設整備日のため利用できません。

奉仕団事務局

火曜日～土曜日 午前10時～午後4時

日曜日 午前10時～12時

10. 開館日

火曜日～金曜日 午前9時～午後5時40分
ただし、スポーツ施設は、午前9時～午後9時
土・日曜日 午前9時～午後5時40分

11. 休館日

毎週月曜日（国民の祝日と重なるときは、その翌日も休館）
国民の祝日
年末年始（12月28日～31日、1月2日～4日）
日本赤十字社創立記念日（5月1日）

<参考：施設の概要>

1. 設置目的

センターは、県内の視覚障害者に対し点字・録音等による情報の提供、日常生活に必要な各種指導・訓練の実施、視覚障害者のためのボランティア活動及びスポーツ活動の振興を図ることを目的として神奈川県が設置し、日本赤十字社が指定管理者としてその運営を行っています。

2. 組織と業務内容

センターは、次の三課に分かれて業務を行っています。

総務課

管理一般、経理、普及啓発事業（広報、見学、用具あっせん）

指導課

ア．ボランティア育成事業（点訳・録音・誘導・拡大写本・スポーツ等ボランティア養成、ボランティアグループ指導育成等）

イ．指導訓練事業（相談指導、視覚障害乳幼児及び母親指導、日常生活指導、歩行訓練、点字指導、音声ワープロ指導等）

ウ．普及啓発事業（福祉一日教室、体験学習協力、クラブ活動支援等）

エ．スポーツ振興事業（スポーツ施設利用、スポーツ教室等）

図書館課

情報提供事業（読書相談、閲覧・貸出、点字・録音図書の製作、逐次刊行物の製作、個別サービス等）